

【重要事項説明書】

1. 運営方針

安心して在宅生活が送れるよう支援し、気持ちの良いサービスを提供できるよう努める

2. 指定訪問看護ステーション あきる台ケアサービスの概要

1) 事業所概要と提供するサービス

事業所名	指定訪問看護ステーション あきる台ケアサービス
管理者	所長 栗原 枝利子
所在地	東京都あきる野市秋川6-5-1
電話番号	042-550-6103
介護保険指定番号	1367198005
サービス提供地域	あきる野市、日の出町、八王子市（高月町）、福生市、青梅市、羽村市
*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。	

2) 職員体制

①看護職員：看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）

②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：適当数

（看護職員の代わりに業務の一環としてのリハビリテーションを担当する）

3) 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日（土曜・日曜日・祝日・12月29日～1月3日は休業）

営業時間：午前9時00分～午後5時00分

3. サービスの内容

1) 全身の状態観察及び管理、身体の清潔保持の為の援助、在宅で出来るリハビリ、チューブの管理、床ずれの予防・手当、食事・排泄の介助、医師の指示による検査や注射および薬の管理

2) 介護者への助言・技術指導、介護に関する相談・医療機関との連携

3) 理学療法士等による訪問

当事業所は、訪問内容がリハビリテーションを中心としたものであった場合、看護業務の一環として看護職員の代わりに理学療法士等が訪問し、看護職員と理学療法士等が情報の共有を行い状態について適切な評価を行います。

4. 提供するサービスについての相談窓口

電話 042-550-6103 FAX 042-559-7861

担当 栗原 枝利子 *ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

5. サービス利用料及びその他の費用

介護保険・医療保険の法令の定めにより算出される金額です。

介護給付及び介護予防給付からサービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割または2割または3割が利用者負担金（料金表参照）となります。（複数回になる事で若干の違いがあります。

ただし介護給付及び介護予防給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

*詳細は「居宅サービス計画」の利用票別表にて、ご確認ください。

*料金設定の基本となる時間は、実際の提供時間ではなく利用者のケアプランに定められた目安の時間を基準とします。

*加算が必要となります。

【訪問看護基本利用料金表（介護保険）】

◎要支援 1・2 の方（1 回ごと）

サービス項目	サービス内容	1 割負担	2 割負担	3 割負担
予訪看 I 1	20 分未満の訪問	328 円	655 円	983 円
予訪看 I 2	30 分未満の訪問	486 円	972 円	1,458 円
予訪看 I 3	30 分～1 時間未満	853 円	1,706 円	2,559 円
予訪看 I 4	1 時間～1 時間 30 分未満の訪問	1,170 円	2,339 円	3,509 円
予訪看 I 5	理学療法士等の訪問（20 分）	307 円	614 円	921 円
予訪看 I 5・2 超	理学療法士等の訪問（1 日 60 分以上）	156 円	311 円	466 円

*予訪看 I 5 について…利用一年経過された場合、5 単位又は 15 単位の減算となります。

◎要介護 1・2・3・4・5 の方（1 回ごと）

サービス項目	サービス内容	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪看 I 1	20 分未満の訪問	340 円	679 円	1,018 円
訪看 I 2	30 分未満の訪問	508 円	1,015 円	1,522 円
訪看 I 3	30 分～1 時間未満	884 円	1,768 円	2,652 円
訪看 I 4	1 時間～1 時間 30 分未満の訪問	1,211 円	2,421 円	3,631 円
訪看 I 5	理学療法士等の訪問（20 分）	318 円	636 円	954 円
訪看 I 5・2 超	理学療法士等の訪問（1 日 60 分以上）	287 円	574 円	861 円

◎その他の加算（要支援・要介護共通）

加算項目	加算内容	1 割負担	2 割負担	3 割負担
緊急時訪問看護加算 I	利用者、家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる。（看護業務の負担軽減の取組を行っている場合）	642 円	1,284 円	1,926 円
緊急時訪問看護加算 II	利用者、家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる。（I 以外の場合）	615 円	1,229 円	1,843 円
特別管理加算 I	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理 又は在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	535 円	1,070 円	1,605 円
特別管理加算 II	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡の状態・点滴注射を 3 日以上行う必要があると認められる状態	268 円	535 円	803 円

退院時共同指導加算	病院、診療所等に入院中の者が退院にあたり、利用者又は看護に当たっている者に対して、病院・診療所等の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供すること。	642 円	1,284 円	1,926 円
初回加算（Ⅰ）	新規に看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に初回の訪問看護を実施した月のみ。	375 円	749 円	1,124 円
初回加算（Ⅱ）	新規に看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を実施した月のみ。	321 円	642 円	963 円
複数名訪問加算Ⅰ	1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2人以上で看護を行った場合【30分未満】	272 円	544 円	816 円
	1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2人以上で看護を行った場合【30分以上】	431 円	861 円	1,291 円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合。	321 円	642 円	963 円
ターミナル加算	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上の訪問をし、2回以上ターミナルケアを行った場合。	2,675 円	5,350 円	8,025 円
看護・介護職員連携強化加算	介護職員による喀痰吸引等の特定業務に対し、計画の作成や訪問介護員等に対する助言等の支援を行った場合。	268 円	535 円	803 円
看護体制強化加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションが、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合。	589 円	1,177 円	1,766 円
看護体制強化加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションが、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合。	214 円	428 円	642 円
予防看護体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、都道府県知事に届け出た訪問看護ステーションが、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合。	107 円	214 円	321 円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供を行った場合。	54 円	107 円	161 円

*1 当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合しています。訪問看護を行った場合は、1回につき3単位を加算しています。

*2 算定された単位数に乘じる1単位の単価は、あきる野市では、10.7円（5級）となります。

上記基本料金表は、*1、*2をふまえての金額です。

*3 基本利用料に対し、早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時） 25%増 深夜（22時～6時） 50%増となります。

*上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービスの提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）又は介護予防サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

*准看護師については90/100にて算定となります。

【訪問看護基本利用料金表（医療保険）】

◎基本利用料（1日あたり）

サービス項目	サービス内容		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ *1回の訪問時間は 30分～1時間半が標準	保健師、助産師、看護師 による訪問。	(1) 週3日目まで	560円	1,110円	1,670円
		(2) 週4日目以降	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問。		560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ *同一建物居住者への訪問。	保健師、助産師、看護師 による訪問。(同一日に2人)	(1) 週3日目まで	560円	1,110円	1,670円
		(2) 週4日目以降	660円	1,310円	1,970円
	保健師、助産師、看護師 による訪問。(同一日に3人以上)	(1) 週3日目まで	280円	560円	830円
		(2) 週4日目以降	330円	660円	980円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問。 (同一日に2人)		560円	1,110円	1,670円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問。 (同一日に3人以上)		280円	560円	830円	
訪問看護基本療養費Ⅲ	一時的に外泊をしている者。(一定の条件あり)		850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費【月の初日】	安全な提供体制が整備され、訪問看護計画書・報告書を主治医に報告するとともに、計画的な管理を継続して行った場合。		770円	1,530円	2,300円
【月の2日目以降】			300円	600円	900円
機能強化型訪問看護管理療養費1	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、届け出た場合。		1,320円	2,650円	3,970円
機能強化型訪問看護管理療養費2	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、届け出た場合。		1,000円	2,010円	3,010円
機能強化型訪問看護管理療養費3	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして、届け出た場合。		870円	1,740円	2,610円

◎加算（1月あたり）

加算項目	加算内容	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算イ	利用者・家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制にある場合。(看護業務の負担軽減の取組を行っている場合)	680円	1,360円	2,040円
24時間対応体制加算ロ	利用者・家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制にある場合。(イ以外の場合)	650円	1,300円	1,960円
緊急訪問看護加算	在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合。(月14日目まで)	270円	530円	800円
	在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合。(月15日目以降)	200円	400円	600円
特別管理加算Ⅰ	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレを使用している状態・留置カテーテルを使用している状態	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡の状態・在宅患者訪問点滴指導管理料を算定している者	250円	500円	750円
特別管理指導加算	退院後特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導加算を行った場合。	200円	400円	600円

退院時共同指導加算	病院、診療所等に入院中の者が退院にあたり、利用者又は看護に当たっている者に対して、病院・診療所等の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供すること。(2回まで)	800円	1,600円	2,400円		
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および診療により、退院当日に訪問看護が必要であると認められた場合、退院日に療養上の指導を行った場合。	600円 または 840円	1,200円 または 1680円	1,800円 または 2520円		
夜間・早朝訪問看護加算	夜間：午後6時～午後10時/早朝：午前6時～午前8時	210円	420円	630円		
深夜訪問看護加算	深夜：午後10時～翌6時	420円	840円	1,260円		
複数名訪問看護加算	イ 同時に複数の看護師等による訪問が必要な場合	(1)(2) 同一建物内1人・2人	450円	900円	1,350円	
		(3) 同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円	
	ハ 同時に複数のその他職員による訪問が必要な場合	(1)(2) 同一建物内1人・2人	300円	600円	900円	
		(3) 同一建物内3人以上	270円	540円	810円	
	ニ 同時に複数のその他職員による訪問が必要な場合 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る)	(1) 1回	①②同一建物内1人・2人	300円	600円	900円
			③同一建物内3人以上	270円	540円	810円
		(2) 2回	①②同一建物内1人・2人	600円	1,200円	1,800円
			③同一建物内3人以上	540円	1,080円	1,620円
(3) 3回以上	①②同一建物内1人・2人	1,000円	2,000円	3,000円		
	③同一建物内3人以上	900円	1,800円	2,700円		
難病等複数回訪問加算	イ 1日2回	(1)(2)同一建物内1人・2人	450円	900円	1,350円	
		(3)同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円	
	ロ 1日3回以上	(1)(2)同一建物内1人・2人	800円	1,600円	2,400円	
		(3)同一建物内3人以上	720円	1,440円	2,160円	
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、1回90分を超えた場合について、週1回に限り算定。	520円	1,040円	1,560円		
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上訪問をし、ターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に説明し、ケアを行った場合	2,500円	5,000円	7,500円		
在宅患者連携指導加算 (月1回)	訪問診療実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報提供を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合。	300円	600円	900円		
在宅患者緊急時カンファレンス加算 (月2回)	状態の急変等に伴い、医師の求めにより、医師、訪問診療等をしている歯科医師や薬局の薬剤師、介護支援専門員と看護師とで共同で患家を訪問し、カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合	200円	400円	600円		
訪問看護情報提供療養費Ⅰ	厚生労働大臣が定める疾病の利用者のうち、当該市区町村等からの求めに応じて情報を提供した場合。	150円	300円	450円		
訪問看護情報提供療養費Ⅱ	当事業所にて算定なし。					
訪問看護情報提供療養費Ⅲ	保険医療機関等に入院・入所する利用者について情報を提供した場合。					
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合。	250円	500円	750円		
遠隔死亡診断補助加算	研修を受けた看護師がICTを用いて医師の死亡診断の補助を行った場合。	150円	300円	450円		
訪問看護医療DX情報活用加算 (月1回)	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。	5円	10円	15円		
ベースアップ評価料	賃金の改善を図る体制にある場合。	80円	160円	230円		

2) その他の自己負担額

サービス実施記録の複写	コピー代	10円/枚(税込)
郵送物	指示書郵送等による郵送代	実費負担(税込)
サービス提供地域以外の交通費	実施地域を越えた地点から概ね10km未満	100円(訪問1回毎)(税込)
	実施地域を越えた地点から概ね10km以上	200円(訪問1回毎)(税込)
死後の処置料	当事業所の看護師が実施	20,000円(税抜)
キャンセル料	ご事情のある場合 当日9時までに連絡のある場合は除く	当該基本料金の5割(税抜)
退院日の訪問 (医療保険対象者のみ)	退院日の訪問看護をご希望の場合 (退院時支援指導加算が算定対象外の場合のみ) *駐車場がない場合のパーキング利用代金も、別途請求となります。	当該基本料金の10割(税抜)

- ・利用者の住まいでサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用や介護用品、衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

4) 利用料のお支払方法

- ・翌月の訪問時(15日頃)に前月分の請求書を持参または郵送します。同月末日までに下記の方法にてお支払ください。
 - ①利用者ご指定の金融機関口座より同月28日に引落(手数料は当事業所にて負担)
 - ②その他(窓口来院・銀行振込) *原則として①の『引落』とさせていただきます。

6. サービスの利用方法

1) サービスの利用開始

直接又は介護支援専門員を通してお申し込みください、契約を結び、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの提供を開始します。事業者は、利用者の主治医の訪問看護指示書に従って訪問看護(介護予防訪問看護)を提供します。

2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合は、終了を希望する1週間前まで文書にてお申し出ください。
- ②当方の都合でサービスを終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止に関する事項

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じます。

9. 業務継続計画に関する事項

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

10. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置に関する事項

感染症の予防及び蔓延防止のための措置として事業所において感染症が発生し、または蔓延しないよう、必要な体制の整備を行うとともに必要な措置を講じます。

11. 虐待防止に関する事項

事業所は虐待の発生又は再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに必要な措置を講じます。

12. サービス内容に関する相談・苦情

訪問看護に関するご相談・ご要望・苦情等は、下記窓口までお申し出ください。

指定訪問看護ステーション あきる台ケアサービス相談窓口

電話番号 042-550-6103

担当者 管理者 栗原 枝利子

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

東京都国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口

電話番号 03-6238-0177

東京都医療安全支援センター

患者の声相談窓口

電話番号 03-5320-4435

西多摩保健所医療安全支援センター

患者の声相談窓口

電話番号 0428-20-2113

○あきる野市役所高齢者支援課

代表電話 042-558-1111

○福生市役所介護福祉課

代表電話 042-555-1511

○日の出町役場いきいき健康課

代表電話 042-597-0511

○羽村市役所高齢介護福祉課

代表電話 042-555-1111

○青梅市役所高齢介護課

代表電話 0428-22-1111

○八王子市役所健康福祉部

代表電話 042-626-3111

13. 当事業所母体組織の概要

法人等種別	医療法人財団
母体施設名	医療法人財団 暁
代表者役職・氏名	理事長 井村 洋一
所在地・電話番号	東京都あきる野市秋川6-5-1 電話042-559-5761
事業内容	医療療養型病棟、地域包括ケア病棟 外来診療、訪問診療、健診センター、認知症疾患医療センター 通所リハビリテーション
標榜科目	内科・消化器内科・循環器内科・麻酔科・神経内科・整形外科・泌尿器科 精神科（外来のみ）・リハビリテーション科
併設事業	あきる台クリニック 通所リハビリテーション あきる台在宅医療福祉センター 高齢者はつらつセンター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、 介護学院 訪問看護ステーション 認知症対応型共同生活介護 あきる台グループホーム秋川（定員 9床） あきる台グループホーム滝山（定員 18床） あきる野市高齢者在宅サービスセンター 萩野・開戸・五日市